

西予総合福祉社会があなたの**夢**をサポートします

就学支援奨学資金貸与



公的な奨学金との併用ができる!!

➢法人独自の制度であり、国や県の奨学金制度と併用することができます。



全額返済免除になる!!

➢一定の条件を満たすことで、奨学金の返還債務の全額を免除されます。
※条件については、裏面をご覧ください。



貸与する奨学金は無利子!!

➢万が一、返還が発生した場合、
返還すべき日までに返還できなかった際は、遅延利息が発生いたします。

対象学科

社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・柔道整復師
の養成学科

対象者と予定人数

資格取得が可能な養成施設に入学を許可された者、卒業まで1年以上の期間を有する在学学生（ただし、入学時に35歳以下の者）であって、養成施設を卒業後、直ちに法人に就職する意思を有する者

- 資格取得が可能な養成施設に入学を許された者・・・3名
- 卒業まで1年以上の期間を有する在学学生・・・3名

※定員になり次第締め切らせていただきます。

貸与額

月額4万円×12ヶ月（年間48万円）

1年間の支援で	48万円
2年間の支援で	96万円
3年間の支援で	144万円
4年間の支援で	192万円

を西予総合福祉社会が奨学資金を貸与いたします。

※なお、養成施設に在学している者は、奨学金の貸与決定した月の翌年度当初から在学する正規の修学年限の終期までとなります。



返還責務の免除

養成施設を卒業後、直ちに法人施設で貸与期間に1年を加えた期間の業務に従事したとき（ただし、1年間のみ貸与を受けたものは、貸与期間を2年とする）は、奨学金の返還責務が全部免除となります。

業務に従事した期間が指定期間に満たないときは、当該従事期間に応じ、返済債務の一部が免除となります。

★法人施設において業務に従事した期間が貸与期間以上貸与期間に1年を加えた年数未満の場合は、貸与金額の半額とします。

※法人施設において業務に従事した期間が貸与期間未満の場合は、免除なしとなります。



申込・貸与までの流れ

- ① 「就学支援奨学資金貸与制度を利用したい」と、西予総合福祉会に連絡をいれていただく
- ↓
- ② 貸与申請書、在学証明書又は合格通知書、高校の調査書または前年度の成績証明書、履歴書をご提出ください
- ↓
- ③ 申請・受付
随時対応
- ↓
- ④ 貸与のための選考
受付後、日程調整し、追ってご連絡いたします。
※書類審査・面接
- ↓
- ⑤ 決定通知書の通知
- ↓
- ⑥ 貸与確定後、必要書類の提出（14日以内）
- ↓
- ⑦ 手続き完了後、奨学金の振込（本人名義の指定口座へ）
➢ 入学年のみ1年間分（48万円）を2週間以内に入金
それ以降は、進級前の2月に半期分（24万円）、7月に半期分（24万円）を入金
➢ 在学生は、進級前の2月に半期分（24万円）、7月に半期分（24万円）を入金
- ↓
- ⑧ 養成施設を卒業後、西予総合福祉会での業務に従事するには、
卒業する年度の職員採用試験を受験する必要があります。



詳細についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お問い合わせ先



社会福祉法人西予総合福祉会

〒797-0020 愛媛県西予市宇和町久枝甲1434番地1

TEL 0894-62-3773 FAX 0894-62-2136

担当：柿内・宇都宮

